

令和8年度 佐世保市民霊園 墓地使用申込書

(必ず裏面もご確認ください)

	受付方法	受付印・受付番号
佐世保市記入欄	<input type="checkbox"/> 持参	
	<input type="checkbox"/> 郵送	
	入力	

あて先/佐世保市長

【住所】 〒 - 佐世保市 町・丁目 番・番地 号 世帯主の氏名()	
ふりがな 【氏名】 【生年月日】 昭和・平成 年 月 日生 【電話番号】 ※昼間に連絡が取れる電話番号をご記入ください	【納骨予定のご遺骨】 ※ある場合のみご記入ください ふりがな 氏名 (申込者との続柄 /) 他 体
必ず「申込ガイド」をお読みの上、下記に希望区画をご記入ください	
第1希望 [号] [番]	第2希望 <input type="checkbox"/> 右記区画を希望する [号] [番] <input type="checkbox"/> 辞退する
第3希望 <input type="checkbox"/> 右記区画を希望する [号] [番] <input type="checkbox"/> 辞退する	第4希望 <input type="checkbox"/> 4㎡がよい <input type="checkbox"/> どの区画でもよい <input type="checkbox"/> 6㎡がよい <input type="checkbox"/> 辞退する ※必ずいずれかにチェックを付けてください。
承継予定者(将来お墓を継ぐ予定の方)	
【住所】 〒 -	
ふりがな 【氏名】 (申込者との続柄 /)	【電話番号】(※昼間に連絡が取れる電話番号をご記入ください) - -

切り取って封筒の宛名としてご利用ください

提出先 ※7/1(水)必着 (持参もしくは郵送)	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 佐世保市 生活衛生課 佐世保市中央保健福祉センター(すこやかプラザ)5階 お問合せ/0956-24-1111(内線5553、5554) (市民霊園申込書 在中)
---------------------------------------	---

市民霊園墓地の使用について

- 使用者は使用権を代々承継していくことができます。永代供養墓地ではありませんので、親族などの承継者がいない場合は、使用者で遺骨を移し、墓標(墓石)等を撤去して返還することを検討していただく場合があります。
- 第三者に使用権を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
- 市民霊園墓地には、墓標の大きさや形状などに規格があり、市が定める規格を満たさないものは設置できません。また、囲いの設置や植木の植栽等も認められません。
- 墓地のカロート(地下納骨室)には、直径16cm程度、高さ14cm～18cmのサイズの骨壺で、約15～20個が収納できます。カロートの改造はできません。
- 骨壺(ご遺骨)以外のものをカロートに入れることはご遠慮ください。(入れることができないものの例 / 骨壺カバー、骨壺箱、位牌、遺品、ペットの遺骨、など)
- 次の場合は使用許可が取消されることがありますので、ご注意ください。
 - ・使用者が許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき
 - ・使用許可を受けた日から墓石等の設置がなく3年を経過したとき
 - ・骨壺(ご遺骨)の埋蔵後、市民霊園以外の墓地等に移動(改葬)し、新たな埋蔵がなく3年を経過したとき
 - ・使用者が墓地の譲渡や転貸をしたとき
 - ・墓地使用料を滞納し、一定期間を超えたとき
 - ・その他関係条令や規則に違反したとき

市民霊園申込・抽選にかかる注意点など

- 1つの区画に申込者が1人のときは、その方が当選となります。
- 1つの区画に複数の申込みがあるときは、抽選で当選者を決定します。
- 希望欄のチェック及び区画の記入がない場合、抽選を辞退されたものとみなします。
- 第4希望にて「4㎡がよい」または「6㎡がよい」を選択された場合、他の区画の第1～3希望の抽選結果によっては当選とならない場合があります。
- 当落選決定後、他の区画への変更や申込み、権利の譲渡等はできません。